

西尾市教育委員会会議録

招 集 日 時	令和2年12月9日(水) 午前10時		
開 会 場 所	市役所 41会議室		
開 会 時 間	午前10時	閉 会 時 間	午前11時20分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	平岡 将暢 武内 基亘 尾崎 まゆみ 石崎 光子		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 永谷和夫、教育部次長 齋藤武雄、教育庶務課長 原田高行、教育庶務課主幹 石川 裕、学校教育課長 伊藤嘉樹、学校教育課主幹 鈴木貴之、文化財課長 石川浩治、図書館長 原田依子、スポーツ振興課課長補佐 高須、教育庶務課課長補佐 木下政之、教育庶務課主任主査 判治康成		
議 題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項 (1) 教育長報告 (2) 教育部長報告</p> <p>4 議案審議 議案第69号 専決処分の承認について(西尾市立中学校の臨時休業) 【学校教育課】 議案第70号 専決処分の承認について(西尾市立中学校の臨時休業の変更) 【学校教育課】 議案第71号 専決処分の承認について(西尾市立中学校の臨時休業) 【学校教育課】 議案第72号 専決処分の承認について(西尾市立幼稚園の臨時休業) 【保育課】 議案第73号 西尾市地域交流センター運営要綱の一部改正について 【生涯学習課】 議案第74号 西尾市公民館運営要綱の一部改正について 【生涯学習課】 議案第75号 西尾市文化財の指定について 【文化財課】</p> <p>5 その他 (1) 教育委員会が所管する事務の評価について 【教育庶務課】 (2) 私立高等学校・専修学校授業料補助金の交付申請の状況について 【教育庶務課】 (3) 花ノ木小学校校舎増築基本設計について 【教育庶務課】 (4) 「吉良上野介義央の“幻の”書状特別公開」について 【文化財課】 (5) 電子書籍の利用開始について 【図書館】</p> <p>添付書類 教育委員会名義使用 6件</p>		

会 議 の 顛 末

教育長	<p>開会の辞</p> <p>ただいまから西尾市教育委員会12月定例会を開会いたします。</p>
教育長	<p>それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	<p>1 会議録署名委員の指名</p>
教育長	<p>会議録の署名委員は、平岡委員、尾崎委員 を指名します。</p>
	<p>2 前回会議録の承認</p>
教育長	<p>前回定例会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>それではご異議なしと認め、前回定例会の会議録については、原案どおり承認することといたします。</p>
	<p>3 報告事項</p>
教育長	<p>(1) 教育長報告</p> <p>本市においても感染拡大が危惧される状況です。現時点で、市内二校で休校措置をとりました。感染者の判明が休日だったり、濃厚接触による出席停止期間に判定が転換したりなど、今後はさらに臨機応変の対応が見込まれます。特に校内で感染者が発生した場合のケアについては、全校児童生徒、全保護者、地域がみんなで心を一つにして風評被害を防いでいくように校長会でもお願いをしたところです。</p> <p>本日は二点についてお話しします。</p> <p>一点目は学校訪問の所感からです。感染対策の一環として、子どもたちが全員前を向いた一斉教授型の授業になりがちなことやむをえませんが、教師主導のみに陥らないように、子どもたちが互いの考えを深め合う場面は、意識して設定する必要があります。また、子どもたちの受け止め方やモチベーションに配慮し、子どもの側に立った指導を大切にしなければなりません。</p> <p>近年、生徒指導のベテラン校長の間で、若手教師のやや高圧的な指導姿勢が心配されています。特に中学校における上から目線の指示や言動が気にかかります。近頃の生徒たちは、納得のいかない状況でも、表立って反抗的な態度を示すことはあまりありません。思春期を迎えた生徒たちでも授業中よく挙手するし、教師の言うことを素直に聞いてくれる感じがします。それに胡坐をかいて、教師と生徒という上下の立場に寄り掛かった態度が目につくことがあります。強い指導は強固な信頼関係の上にもみ可能となります。信頼感を伴わない押し付けの指導は、師弟間、生徒間の人間関係を歪め、生徒集団のモラル低下を誘発し、ついには学校の荒れに繋がっていきます。ベテラン教師たちが憂慮しているのは、過去の荒れた学校の苦い経験知を有している故でもあります。</p> <p>二点目は、不登校対策についてです。10月下旬の新聞報道で、岐阜県に不登校の特例校が開設されることになったという記事がありました。不登校児童生徒の多様な受け皿の一つとして期待されるところです。そこで少し気になったのが、学校創設のコンセプトとして掲げられた「あなたに学校が合わせる」です。不登校の子どもが少しでも通いやすいように、学級編成から日課やカリキュラムまで、負担軽</p>

	<p>減のためにあらゆる配慮をしていく方針に異論はありません。本市のあゆみ学級も同じような考え方に基づいています。しかしながら「あなたに学校が合わせる」という表現は、生徒たちには何らの自己変容を要求されることはないという誤解を生みそうで心配になります。教育とは本来、被教育者を公民として社会的自立に向けて変容させていくために行われます。その本旨がおざなりにされたまま、受け皿のシステムのみが多様性の名のもとに社会全体に普遍化していくことが怖いのです。</p> <p>昨今、教育を経済行為として産業化していく傾向が顕著に感じられます。子どもの成長を社会全体で担う姿勢は結構なことです。一方、いたずらに学校教育の不安を煽ったり、学習塾や市販教材の必要性を過剰に喧伝するなど、公教育外の需要を増加させるための行き過ぎた宣伝行為も目につきます。私たち大人は、目前の子どもたちの姿と教育の現状を正確に捉えた上で、教育の価値を見据えた方向性を模索していく必要があるように思います。</p>
教育長	<p>続きまして（２）教育部長報告をお願いします。</p>
教育部長	<p>（２）教育部長報告</p> <p>私からは、２点ご報告させていただきます。</p> <p>１点目は、現在会期中の西尾市議会１２月定例会についてです。</p> <p>関係議案は補正予算の１件です。</p> <p>主な関係分は、コロナ対策として、小中学校において映像放送設備を整備することで、全校で映像配信が出来るようにし、入学式や卒業式、学芸会などの学校行事を各教室で見られるようにします。</p> <p>そして、教職員の勤務実態に合わせて、自宅や出張先などでセキュリティ環境を確保した上で、安全に仕事が出来るようにするためのリモートワーク環境を構築します。</p> <p>さらに、GIGAスクール構想でのタブレット端末で使用するソフトの使用料をコロナ対策費用として計上し、リース費用の負担軽減を図ります。</p> <p>その他には、岩瀬文庫において、一般財団法人の助成金を利用して、老朽化している文庫の音声ガイドを更新します。</p> <p>この議案は、昨日の文教委員会に付託され、挙手多数で「原案どおり可決すべきもの」と決しました。今後は１２月１８日の本会議最終日において正式決定されます。</p> <p>次に、一般質問ですが、既に新聞紙上やキャッチの映像などで報道されておりますが、１２月１日から３日までの３日間で行われ、１６名の議員から通告があり、教育委員会関係分は、再質問も含めると６名から質問がございました。</p> <p>主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策と支援策について、学校での手紙の書き方の取り組みについて、学校プールの今後の計画について、などがございました。</p> <p>答弁内容につきましては省略させていただきますが、現在の取り組み状況や今後の課題の確認などであり、特に影響するものはございませんでした。</p> <p>２点目は、来年度の西尾市議会の会議などの日程についてです。</p> <p>お手元に日程表を用意しましたので、ご覧ください。</p> <p>１１月２５日に開催された議会運営委員会において、令和３年度の会議日程などが決定しました。しかし、東京オリンピックの関係で、祝日に関する法律が直後の２７日に改正されたため、夏の祝日が移動となり、今後一部日程変更があるかもし</p>

	<p>れませんので、ご承知ください。</p> <p>来年6月20日執行予定の市長選と市議選のダブル選挙の影響で、6月定例会の会期が4月12日から5月10日までとされており、新年度早々から気ぜわしい毎日となりそうです。</p> <p>私からは以上です。</p>
教育長	<p>日程3を終わります。</p> <p>日程4、議案審議を議題とします。</p> <p>「議案第69号 専決処分の承認 西尾市立中学校の臨時休業について」、「議案第70号 専決処分の承認 西尾市立中学校の臨時休業の変更について」、「議案第71号 専決処分の承認 西尾市立中学校の臨時休業について」及び、「議案第72号 専決処分の承認 西尾市立幼稚園の臨時休園については、関連がありますので、一括して提案理由の説明をお願いします。」</p>
教育部長	<p>ただいま議題となりました議案第69号から議案第72号までの4議案の専決処分の承認につきましては、関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>本件は、いずれも新型コロナウイルス感染者の発生に伴い、早急に臨時休業する必要が生じたため、教育長に対する事務委任規則第3条の規定により専決処分いたしましたので、同規則第4条の規定により報告し、その承認を求めたいとするものでございます。</p> <p>まず、議案第69号 西尾市立中学校の臨時休業につきましては、中学校1校を令和2年11月24日から令和2年11月26日までの3日間、臨時休業としたものですが、愛知県西尾保健所から「同校生徒・教職員の濃厚接触者は無く、感染拡大の恐れがない。」と判断されたため、議案第70号のとおり、臨時休業期間を11月25日までに変更したものでございます。</p> <p>議案第71号につきましては、別の中学校1校を令和2年11月30日から令和2年12月1日までの2日間、臨時休業としたもの、議案第72号につきましては西尾市立幼稚園1園を令和2年11月18日から令和2年11月20日までの3日間、臨時休業としたものでございます。</p> <p>以上で、議案第69号から議案第72号までの4議案の専決処分の報告とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
武内委員	休校中の生徒がどのように生活をしているのか、状況を報告してください。また、新型コロナウイルスの陽性となった子どもが、入院しているのか、無症状で家にいるのか、状況がわかれば教えてください。
学校教育課長	生活面については、保護者宛に不要不急の外出は避けるようお願いしています。子どもたちの様子について、聞いている範囲では無症状で自宅にいると把握しています。
武内委員	生活面はわかりました。学習面について、3日間の休校中の生徒についてどのようなケアをしていますか。
学校教育課長	学校によりますが、課題の提示がされていたり、期末テストの時期ですので、テスト勉強に時間を費やしていた、と聞いています。実際のところ、休業期間を短く

	<p>していますので、特段大きな指示が出ていないということもあります。これが本当に感染状況が心配される状況になり、何日も休校しなければならない状況になった場合は、課題やプリント配布などの指示をすることになると思います。</p>
武内委員	<p>現状はしっかり認識して対応していただいていると理解していますが、感染者がすごく増えているので、長い休校期間となった場合、生活面や学習面、保護者が日中不在の家庭はどうするのか、臨機応変に対応していただきたいと思います。</p>
平岡委員	<p>これまでもこれからも保健所の指導によるところであるというのは変わらないと思いますが、文部科学省から感染者がいても休校しないこともあり得るという通知が発出されています。公立高校では学校からそういう案内がありました。</p> <p>西尾市教育委員会としてもそのように運用していくのか、また、休校しないということもあるという案内を出す予定があるかを教えてください。</p>
学校教育課長	<p>ご指摘のとおり、新しい生活様式の内容を変更したと県教委を通じて文部科学省から通知がありました。その内容を踏まえ、本日開催の校長会運営委員会において、臨時休校しない場合もあり得るという案内文書を保護者に出すことを諮っています。文書案はすでにできています。多言語版の翻訳作業を進めており、それができた時点で保護者に対して臨時休校に対する考えが変わったということを知する文書を配布します。</p>
教育長	<p>校内での感染拡大が全く心配なければ休校しないことにはなりますが、二つの条件があります。一つは、濃厚接触者特定が行われ、それ以上の拡がりはない、あるいは濃厚接触者がいないこと、もう一つは、校内の消毒ができる、または消毒の必要がないこと。この二つの条件が担保できれば休校いたしませんという通知を保護者に出すこととなります。</p>
教育長	<p>他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第69号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案第70号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案第71号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案第72号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p>

	ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	引き続きまして、「議案第73号 西尾市地域交流センター運営要綱の一部改正について」、提案理由の説明をお願いします。
教育部次長	<p>ただいま議題となりました議案第73号「西尾市地域交流センター運営要綱の一部改正について」、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>この要綱改正は、学習目的の施設の開放及び掲示物の掲示基準等に係る所要の改正を行うものです。</p> <p>それでは、主な改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表1ページをご覧ください。</p> <p>第2条第4項は、地域交流センターにおいて館長の判断により学習目的で施設を開放することができる規定を追加するものでございます。</p> <p>次に、2ページをご覧ください。第7条第2項及び第9条第1項の改正は、公民館・ふれあいセンター及び地域交流センターの施設長を館長という名称で統一するため、その表記を改めるものでございます。</p> <p>第9条第2項は、掲示物の掲載について、「掲示物の内容を検閲、適否を判断し」を「別表2の基準に従い適否を判断し」に改めるものでございます。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>部屋区分、申請期間を示した別表1にきら市民交流センターに関する記述を追加するものでございます。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>地域交流センターに掲示するポスター、チラシ等の広報物について、「別表2」として基準を定めるものでございます。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>市民サービスの向上を図るため、許可書の様式を改正するものです。現在1枚で1回分の利用許可しかできない許可書について、複数回の許可ができるよう、様式第1号を改めてまいります。</p> <p>次に、3ページに戻っていただき、附則をご覧ください。</p> <p>本要綱は令和3年1月1日から施行することとし、施行後も要綱改正前の様式については当面の間使用することができるものとするものであります。</p> <p>以上、議案第73号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
平岡委員	地域交流センター運営要綱が適用される施設を教えてください。
教育部次長	施設は2施設です。一色地域交流センターと来年4月からオープン予定でございます吉良の市民交流センターが対象となります。
平岡委員	改正の第2条第4項で1部屋に限りの部分を具体的に教えてください。吉良ではフリースペースを学習スペースとして活用できるという話であったと思います。今回の改正で会議室などを改めて指定できるという解釈でよろしいですか。
教育部次長	お見込みのとおりでございます。施設の利用状況に応じてフリースペースで足りない場合は、空き室を館長の判断で適宜学習用に貸し出すという意味でございます。
平岡委員	一色にも適用されることになりますが、空いている部屋があれば市内の生徒が勉

	強するスペースが増えるということによいですか。
教育部次長	そのとおりでございます。
教育長	他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第73号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	引き続きまして、「議案第74号 西尾市公民館運営要綱の一部改正について」、提案理由の説明をお願いします。
教育部次長	ただいま議題となりました議案第74号「西尾市公民館運営要綱の一部改正について」、提案理由をご説明申し上げます。 この要綱改正は、公民館における掲示物の掲示基準に関する規定を追加するものでございます。 それでは、改正の内容をご説明いたしますので、新旧対照表1ページをご覧ください。 第19条の改正につきましては、掲示物の掲載について、「掲示物の内容を検閲、適否を判断し」を「別表2の基準に従い適否を判断し」に改めるものでございます。 次に、2ページをご覧ください。「別表2」の改正につきましては、先程ご説明申し上げました地域交流センター運営要綱と同様に掲示物の基準を定めるものでございます。 次に1ページに戻っていただき、附則をご覧ください。本要綱は令和3年1月1日から施行することとするものであります。 以上、議案第74号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第74号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	引き続きまして、「議案第75号 西尾市文化財の指定について」、提案理由の説明をお願いします。
文化財課長	ただ今、議題となりました議案第75号「西尾市文化財の指定について」ご説明いたします。議案第75号をご覧ください。 今回の指定調書提出案件は1件でございます。一枚めくってください。 令和2年11月25日付けで、宗教法人 華蔵寺 代表役員 黒柳佳彦から市指定史跡の指定を受けたいとして指定調書が提出されたため、西尾市文化財保護条例第4条第4項の規定により、「教育委員会は、あらかじめ西尾市文化財保護委員会の意見を聞かなければならない。」と規定されており、文化財保護委員会への諮問の協議をお願いするものであります。裏面をご覧ください。

	<p>申請物件は、種別は史跡、名称が 華蔵寺吉良家墓所、所在地は吉良町岡山山王山59番地で、今回の指定対象はこの筆のうち491.01㎡でございます。太枠の赤線が華蔵寺の境内地で、その中の細枠の赤線内が今回の指定対象地です。</p> <p>華蔵寺は高家吉良氏の菩提寺として、吉良義央の曾祖父吉良義定が父義安の菩提を弔うため慶長5年、1600年に創建した臨済宗寺院です。本堂横には、御影堂、さらに義安以下吉良家代々の墓塔が立ち並んでおります。本指定案件はこの墓所について指定したいとするものでございます。次ページ以降に墓所の配置図、吉良氏の系図、写真、墓所の資料を添付しております。</p> <p>以上、誠に簡単でございますが、議案第75号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いします。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
平岡委員	今回は墓所、土地1筆の一部を指定するとのことですが、指定箇所は現場で区別ができるようになっていませんか。
文化財課長	正式に指定が決定されましたら、杭を打って境界がわかるようにいたします。
武内委員	指定されるとどれくらいの予算がつくことになりますか。
文化財課長	今後、修理が必要となった場合に補助を受けることができるようになります。
武内委員	墓が破損した場合に修繕費用が市から出るということですね。
文化財課長	例えば、地震などで墓が倒れてしまった場合などの修繕費用が出るようになります。
教育長	<p>他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第75号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり諮問することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり諮問いたします。</p>
教育長	<p>日程4を終わります。</p> <p>日程5、その他を議題とします。</p> <p>(1) 教育委員会が所管する事務の評価について、説明をお願いします。</p>
教育庶務課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題(1)教育委員会が所管する事務の評価について、ご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、教育委員会が所管する事務の評価につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」との規定により、実施するものでございます。</p> <p>令和元年度分に実施した事業につきまして、例年どおり、教育委員会6課の6事業を西尾市行政評価委員会に依頼し、評価をしていただきました。</p> <p>それでは、その他議題(1)資料をご覧ください。</p> <p>6課6事業について、ご覧のように評価の所見をいただきました。順番に、ご説明申し上げます。</p> <p>1番目は、教育庶務課の西尾市佐久島高校生修学支援事業費補助金についてであります。</p>

佐久島から高校に通う生徒へ補助金を支出する本事業の必要性は理解できる一方、現行の補助基準には曖昧なところが見られ、事業の見直しが行われるべきであったと考えます。

今後の方向性を拡大とし、補助額を引き上げることに異論はありませんので、活用しやすい補助制度を検討いただくよう要望します、というものでございました。

2番目は、文化振興課の岩瀬文庫企画展示開催事業についてであります。

西尾市が誇る貴重な文化遺産である岩瀬文庫において、タイムリーな企画展示や多くの工夫が施された講座等が開催されており、担当課の努力が見て取れます。

岩瀬文庫を活用した歴史や文化の発信は、まだまだ大きな可能性を秘めていると考え、積極的な情報発信の拡大や新たな切り口でのPRに期待します、というものでございました。

3番目は、図書館の吉良図書館・幡豆図書館 公衆無線LAN (Wi-Fi) 導入事業についてであります。

公衆無線LAN導入については、一定の登録者数と利用者が見られ活用されていることは評価できますが、その効果や必要性についてはやや物足りなさを感じます。

市民にとって本当に必要とされる施設の運営方法を模索し、積極的に新しい取組にチャレンジしていただくよう要望します、というものでございました。

4番目は、学校教育課の小中学校児童生徒就学援助事業についてであります。

事業の必要性は理解できますが、準要保護者への支給要件の正当性や、援助している11費目に関して受給者にアンケートをとるなど本当に必要な費目を把握し、見直すことも必要と考えます。

新型コロナウイルスの感染症の影響により、生活困窮者の増加が予測される中、受給者に寄り添った支援となるように要望します、というものでございました。

5番目は、生涯学習課の放課後子ども教室推進事業についてであります。

子どもたちの安全・安心な居場所を設け、学習や体験・交流活動等に取り組む機会を提供されていることは評価できますが、熱意のある指導員ありきであることは否めません。

時間や日数が限定的でも地域の方が指導員として参加できるような仕組みづくりや、興味がある方の掘り起こしを他課と協力して行うなどの方法を検討し、指導員確保に努めてください、というものでございました。

6番目は、スポーツ課の体育施設整備事業（総合体育館空調設備改修工事）についてであります。

施設の老朽化による改修については、利用者の利便性や安全性確保のために今後も必要となってくると考えられますが、多額の改修費が必要になるという問題もあります。

限られた予算の中で効果的な改修を実施するため、専門家の知見を活用するなど適切な改修計画の策定を要望します、というものでございました。

教育委員会事務局といたしましては、この結果を真摯に受け止め、事業内容等について、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

なお、この評価結果につきましては、市ホームページで公表してまいります。

以上、その他議題（1）の説明とさせていただきます。

教育長

ただいまの説明で質問、意見はありませんか。

石崎委員	生涯学習課の放課後子ども教室推進事業について、放課後児童クラブと連携されているということですが、その正式名称を教えてください。
教育部次長	放課後子ども教室推進事業のなじみのある名称は「寺子屋にしお」で、各地域にございます。放課後児童クラブは各学校にあります。授業が終わってから家に帰っても保護者が不在の児童が一定時間留まって宿題などをやる場所であり、就労支援や保育的な事業です。今回の評価の対象は放課後子ども教室推進事業でございます。
石崎委員	現状の理解不足でしたが、企業や団体が場所の確保をしているわけではなく、各学校に地域の方々のご協力により放課後の子どもたちを支援しているということでしょうか。
教育部次長	現時点では企業などの協力があるわけではなく、協力していただける指導員がいる地域において、場所は寺を使っているケースもございますし、地域のふれあいセンターのケースもあります。各地域市内11か所を運営しています。
石崎委員	I C T教育、G I G Aスクール構想の実現に向けての計画案と生涯学習課の事業との連携はあるのでしょうか。例えば、図書館ではW i - F i環境を整えていくということですが、図書館は子どもたちの安心安全な活動拠点としての居場所として最適だと思います。今後、子どもたちがi P a dを持って、学校の宿題をしたり、先生との交流をしたりできるようになると、W i - F iの環境が寺子屋にしおのような子どもたちが過ごす場所にあってもよいのではと思いました。
教育部次長	現時点では取り組んでいませんが、これからG I G Aスクール構想が進んでいきますと学校としてもi P a dを学校外や家庭でどう活用していくかという議論がなされると思います。その議論により方向性が出てくる中で、寺子屋にしおも意識していく必要が出てくるだろうと予測はしています。状況を踏まえながら必要に応じて対応するよう検討していきたいと考えています。
平岡委員	学校教育課の小中学校児童生徒就学援助事業について質問いたします。 所見では、11費目に関して受給者にアンケートをとるなど本当に必要な費目を把握し、見直すことも必要と考えます、とあります。これは法律や法令に基づいて11費目があげられていると思いますが、実際に見直しが必要なのか、また、制度として見直しがそもそもできるものなのか、教えてください。
学校教育課主幹	元々、就学援助制度は平成17年度まで国の補助事業でありました。平成17年度からは、市の一般財源で援助しており、費目につきましても国が概ね決めているものを準用します。今、西尾市では11費目で西三河の中でも多くの費目を支給しており、西尾市が該当していない費目として卒業アルバムや、W i - F i環境の通信費なども国は対象としてよいと言っています。ただ、所見にもあるように実際のニーズがどの程度あるかということも踏まえながら、費目の拡充を考えていきたいと思っています。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして(2)私立高等学校・専修学校授業料補助金の交付申請の状況について、説明をお願いします。
教育庶務課長	ただいま、議題となりました、その他議題(2)「私立高等学校・専修学校授業料補助金の交付申請の状況について」、ご説明申し上げます。 その他議題(2)資料をご覧ください。 この補助金は、公立、私立学校間における授業料負担の格差是正を図り、もって

	<p>教育の機会均等の原則を確保することを目的とし、私立高等学校等に在籍する「生徒の保護者」に対して、授業料を補助するものであります。</p> <p>国、県においても私学助成の一環として、保護者に対する授業料補助を実施しておりますが、今年度、制度改正が行われ、所得区分や補助金額の見直しにより、国、県の補助額が大幅に増額されました。</p> <p>本市においても、今年度、国、県の制度改正に合わせ、見直しを行い、低所得者層の方への更なる補助額の引き上げをしております。</p> <p>それでは、今年度の支給状況等についてご報告します。</p> <p>資料の上から4番目の表「申請及び支給状況」をご覧ください。</p> <p>A欄の対象人数は、私立学校等に通っている生徒数になり、B欄は、国県等の授業料補助などにより、授業料が全額免除されている人数です。</p> <p>また、C欄につきましては、A欄の「対象者」からB欄「全額免除者」を差し引いた人数であり、市の補助金の実質対象者人数となります。</p> <p>令和2年度につきましては、実質対象者380人に対し、申請者数がD欄にありますように336人、支給金額は、一番右の欄ですが、468万3,400円となりました。</p> <p>次に、資料の最下段「R02申請内訳」の表をご覧ください。</p> <p>補助額は、所得区分に応じて異なります。こちらの表は、その区分ごとの内訳となっております。</p> <p>以上、その他議題(2)の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	令和2年度の実質対象者380人中、申請者336人ということで、この差は収入が多く要件に該当しないということですか。
教育庶務課長	収入が多くても対象となりますので、申請がなかったということになります。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして(3)花ノ木小学校校舎増築基本設計について、説明をお願いします。
教育庶務課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題(3)「花ノ木小学校校舎増築基本設計について」、ご説明申し上げます。</p> <p>その他議題(3)資料をご覧ください。</p> <p>現在の花ノ木小学校は、児童数の増加に伴い、空き教室がなく、普通教室以外の教室も可能な限り改修して利用している状態です。</p> <p>また、同小学校区は、マンションや建売住宅の建設が進んでおり、これから、更に児童数の増加が見込まれるため、校舎を増築して、必要な普通教室等を確保するものでございます。</p> <p>それでは、今年度実施しました増築工事基本設計の概要について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、初めに増築校舎の位置ですが、配置図の左側にあります図工室や家庭科室がある特別教室棟の南側のプールの跡地に計画するものでございます。</p> <p>次のページが増築校舎の各階の計画平面図になります。構造は鉄筋コンクリート造り2階建になります。普通教室は学校の意見を取り入れ、左図の2階に配置しております。</p> <p>初めに1階部分ですが、校内で不足する会議室や多目的室、教材室、準備室、ト</p>

	<p>イレを整備する計画でございます。</p> <p>次に2階部分は普通教室4教室のほか、トイレや給食用配膳室、廊下にベンチを配置した交流スペースを計画しています。</p> <p>花ノ木小学校の増築工事は、今年度で基本設計が完了し、令和3年度に実施設計、令和4年度に増築工事を施工し、令和5年度から使用する予定でございます。</p> <p>以上、その他議題(3)の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	教室が足りないことは、学校訪問でも拝見させていただきました。今後の人口の見込みについて説明がありましたが、当然ながら向こう20年、30年くらいまで人口や児童数のシミュレーションを行った結果ということよろしいですか。
教育庶務課長	花ノ木地区につきましては、児童の増減が矢田小学校区と違い、区画整理が行われているわけではないので、見込みにくいため、シミュレーションは行っていません。
教育長	それでは、いつまでの時点を想定して増築をすることとなったかを説明していただきたいです。
教育庶務課長	今の計画では、令和8年度までは教室が不足しているという計画です。
平岡委員	構造が鉄筋コンクリート造りということでしたが、新しく増築する校舎は耐用年数がかなり長いということになりますか。
教育庶務課長	花ノ木小学校につきましては、矢田小学校のような仮設校舎ではなく、恒久的な校舎として考えています。
平岡委員	教室が足りていないことは承知しておりますが、恒久的な施設となりますと、根拠をしっかりとしていないといけないと思いますが、いかがですか。
教育庶務課長	現在でも通常であれば、特別支援学級などは普通教室を活用したいのですが、準備室などを利用している状況です。本来普通教室が必要であるという状態が続いておりましたので、この先のことを考えて恒久的な校舎としたいとするものです。
平岡委員	少し説得力がないように思います。今この場では難しいと思いますが、どうなるかわからない状況で耐用年数が50年や80年という鉄筋コンクリート造りで進めるとなると、次に他の学校を増築する際の根拠や基準が曖昧になると思います。
教育長	<p>少し補足しますと、花ノ木小学校については、現状として教室が不足しており、少人数指導ができていません。また、保健室であったところを分割して特別支援学級にするなど、かなり教室が足りない状況です。</p> <p>そこで普通教室4教室をすることによって、不足分をフォローするのですが、それでも少人数指導が潤沢にできるかどうかぎりぎりの状態と思われる。</p> <p>10年スパンの話ですが、文部科学省が少人数学級を打ち出してくる際、児童数の減少を予想して教員数はそのまま維持という考え方のようです。全国的にみると児童数そのものは10年の間に減少していきますが、本市の町部の学校については児童数があまり減少しない見込みです。</p> <p>文部科学省が推進する少人数学級が進んでいくと、教室数は増やさないといけない状況となりますので、花ノ木小学校については、ある程度長い期間を想定して増築することは悪くはないと思っています。</p>
武内委員	ある程度の基準や根拠による説得力がないと、対外的に短絡的に作ったと思われる恐れもあります。

平岡委員	<p>西尾地区の市街地は人口が減らない見込みであるということを含めて、根拠と必要性がしっかりあればよいと思います。</p> <p>私はこの4年間で2回、花ノ木小学校の学校訪問に行きましたが、確かに特別支援学級が廊下のない部屋であり、教室が不足している状況は十分に承知しています。</p> <p>市内35校すべて老朽化しており、今後、改修の必要性もあります。その際は、説得力のある資料を残す必要があると思います。</p> <p>町部の人口が横ばいで推移するというのであれば、むしろこれでも教室が足りないという根拠付けになると思います。計画の必要性については、しっかり根拠付けておく必要があると思います。</p> <p>4年前に私が就任した際、矢田小学校区の人口や児童数のシミュレーションをお願いしました。数値的な根拠付けだけはしっかりお願いします。</p>
教育部長	<p>補足です。花ノ木小学校の校区で区画整理がないことを説明しましたが、状況を見ると拡大する可能性は0ではないです。20階建てのマンションの建設もはじまっています。西尾小学校区と少し違い、高層施設や集合住宅が増える可能性は十分ありますので、減少することはないと思われます。</p> <p>また、学校運営上、会議室もない状態、教室が不足している状態が十数年前から続いており、増築の必要性はあると思います。</p> <p>ただ、平岡委員の言われるとおり、構造的に鉄筋コンクリート造りでないといけないのかという議論もあります。法定耐用年数は50年ですが、文部科学省の財産処分の基準は60年であったと思います。国は80年ということも言っています。</p> <p>先を見据えて鉄筋コンクリート造りというだけでなく、鉄骨造との費用の比較も含めて、説明責任を果たせる状況を作る必要があると思います。</p> <p>また、他の学校との兼ね合いでは、個別施設計画を作成中ですので、その中で検討していきたいと思います。</p>
教育長	<p>他に質問がないようですので、続きまして(4)「吉良上野介義央の“幻の”書状特別公開」について、説明をお願いします。</p>
文化財課長	<p>ただいま議題となりました「吉良上野介義央の“幻の”書状特別公開」について、ご説明申し上げます。</p> <p>その他議題(4)資料をご覧ください。</p> <p>西尾市岩瀬文庫では12月12日土曜日から27日日曜日まで、1階ギャラリーにおきまして、このほど新しく入手した、吉良上野介義央の“幻の”書状を特別公開します。</p> <p>その存在は以前から知られていて、研究者などが注目してきた資料ではありますが、長らく所在不明であった吉良上野介義央“幻の”自筆書状が、このほど古美術市場にあらわれ、西尾市が入手しました。書状に日付は書いてありませんが、内容から延宝元年、義央33歳の時の書状だと推定されます。幕府高家として公務滞在中の京都から、江戸にいる長女・鶴姫に宛てて送ったもので、娘を思いやる父親としての心情が、こまやかに書き綴られています。</p> <p>祐筆書き、つまり秘書による代筆ではなく、この書状は義央自筆という貴重なものです。13歳とまだ少女である娘にも読みやすいよう、ひらがなを多用し、優しい語り口調で書かれています。豊かな教養を反映した見事な筆跡も相まって、義央の</p>

	<p>人間そのものに迫る重要な書状です。</p> <p>お芝居の「仮名手本忠臣蔵」での虚像があまりにも有名なため、悪く言われることの多い吉良義央ですが、ちまたの悪評に反し、この書状からは「慈父」とも呼ぶべき人間味あふれる義央像が浮かびます。</p> <p>義央の実像について再考のきっかけになればと願い、毎歳忌直前の12月12日から、関連写真等のパネルと共に特別公開します。</p> <p>以上、その他議題（4）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質問がないようですので、続きまして（5）電子書籍の利用開始について、説明をお願いします。</p>
図書館長	<p>ただいま議題となりました、その他議題（5）電子書籍の利用開始についてご説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。</p> <p>図書館に来館することなく利用でき、「いつでも」「どこにいても」読める便利さだけでなく、文字の拡大機能や反転機能もあり、高齢者や障害者サービスの向上にもつながります。また、感染症に不安をお持ちの方や図書館サービスを制限せざるを得ない場合にも、ご自宅などから、情報や学習に関する資料をご利用いただくことができます。</p> <p>なお、この「電子書籍の導入」については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として、市議会9月定例会において、補正予算として可決されました。</p> <p>利用につきましては、令和3年1月27日から利用を開始します。</p> <p>貸出の対象は、西尾市立図書館の貸出カードをお持ちの方で、個人の利用者です。内容としましては、電子書籍として出版されている商用コンテンツで、文芸、ビジネス、料理、園芸、子育て、健康、絵本など様々な分野の本で、7500点をインターネット上の『にしお電子図書館』サイトから利用できます。</p> <p>また、デジタル化された地域資料、広報や要覧などや郷土資料を登録し、地域情報の発信ツールとしても活用していきます。こちらは、貸出カードをお持ちでない方など、どなたでも読んでいただくことができます。</p> <p>利用方法は、裏面「電子書籍の利用方法」をご覧ください。</p> <p>①通常の本と同じように、西尾市立図書館ホームページから書名や著者名などで、本を検索します。検索結果は、紙の本と電子書籍と区別できるようになっています。</p> <p>②電子書籍を選ぶと「電子書籍で見る」というボタンがありますので、それを押していただきます。</p> <p>③画面が変わり、貸出カード番号と利用者パスワードの入力が必要になります。</p> <p>④そうしますと、「にしお電子図書館」というサイトに移行し、「本を借りる」ボタンを押すことで、本が読めるようになります。</p> <p>貸出は、一人3点まで利用でき、15日間このサイトに接続して読んでいただくことができます。</p> <p>現在、「にしお電子図書館」は構築中です。特集などの企画を掲載するなど、魅力あるサイトにしてまいりたいと思います。</p>

	以上、その他議題（５）の説明とさせていただきます。
平岡委員	紙の本ですと、他の方が借りている期間は読むことができませんが、電子になると人数制限があるかもしれませんが、１人に限定ではなく、１０人とか１００人が借りられるというシステムになりますか。
図書館長	資料によって、著作権の保護の観点もあり、商用コンテンツということもあって、利用契約が定められております。 基本的には商用コンテンツとして購入したものは１人に対して貸し出している間は、他の方は読むことができません。利用の多い本はライセンス数を増やせば、その分読むことができます。
平岡委員	ライセンスは商用コンテンツから購入するということになると思いますが、例えば人気の作品について、今年と来年は１００冊分のライセンスを購入し、３年後に下火になったら、翌年以降は１冊や２冊に変更することは対応可能ですか。
図書館長	主に２種類のタイプがあります。永久的に内容があまり変わらないものに関しては１度購入して恒久的に使えるものと、人気のある本については、２年間または５２回利用回数の制限がかかっているものです。２年間経過し、引き続き利用したい場合は新たに手続きが必要となります。
教育長	他に質問がないようですので、日程５を終わります。
教育長	教育委員会名義使用として６件提出されています。 ご確認をお願いいたします。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
教育庶務課主幹	その他といたしまして、「学校給食に伴う児童生徒のための取り組み（第４弾）リクエスト給食デイ」についてご説明申し上げます。右肩に「その他報告事項」とある資料をご覧ください。 「１ 概要」は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、学校給食においては、子どもたちは机を寄せ合うこともなく、前を向いて静かに食べている状況が続いたまま、２学期を終えようとしています。 このような状況にあって、３学期から少しでも給食の時間が楽しくなるように、学校給食の取り組みとして「リクエスト給食デイ」を実施します。 これは、「すいすいスイーツデイ」、「リッチマンデイ」、「Oh！さかなデイ」に次ぐ取り組みとなります。 「２ 対象者」は、市内すべての小中学生です。 「３ 予定期間、回数」は、令和３年１月から２月までに、各学校で３回を予定しています。 「４ 内容」は、子どもたちへのアンケート調査の結果をもとに、西尾市全体での人気メニューベスト３を選定し、市内統一メニューとして提供します。 これまでも各学校での人気メニューは提供されてきましたが、西尾市全体での人気メニューの提供は初めてとなります。 なお、各学校では、今回行いましたアンケート調査結果による人気メニューも、このリクエスト給食デイとは別に提供していきます。 リクエスト給食デイの予定メニューは、人気第１位のイカフライのレモン煮、第２位のカレーライス、第３位の五目ラーメンです。 その他、本件につきましては、今月２２日火曜日に開催予定の「定例記者会見」

	<p>にて発表する予定でございますので、予めご案内申し上げます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>スポーツ振興課 課長補佐</p>	<p>「一色マラソンファイナルオンラインの申込状況及び写真展の開催について」別紙資料をご覧ください。</p> <p>第56回一色マラソン大会の代替イベントとして開催するスマートフォンアプリを活用してGPS計測によるオンラインマラソン「一色マラソンファイナルオンライン」のエントリー状況は、うなぎコースの定員100人に対し100人の申し込みがありましたが、一人の方の入金がなかったため99人の申込となりました。</p> <p>一般エントリーの定員1,900人に対し1,537人の申し込みがありました。</p> <p>また、一色マラソンファイナルオンラインの開催期間に合わせて一色マラソン大会の歴史を振り返る写真展の開催及び記念誌の発行を一色B&G海洋センターはじめ3会場で実施してまいります。</p> <p>記念誌の作成部数は、1,000冊作成し写真展時に配布いたします。</p> <p>以上で、一色マラソンファイナルオンラインの申込状況及び写真展の開催についての報告とさせていただきます。</p>
<p>教育長</p>	<p>以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。</p>
<p>教育長</p>	<p>次回は令和3年1月13日水曜日午前10時から、市役所41会議室で予定されています。</p> <p>ご都合は、いかがでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>これをもちまして西尾市教育委員会12月定例会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>